「面会交流支援事業」を利用されるお父さん、お母さんへのご案内

母子家庭等就業・自立支援センターの面会交流支援事業は、父母だけでは面会交流を始めるのに不安や 困難がある場合に熊本市が支援するものです。ルールに則り、決められた支援内容に沿って行います。 支援の流れと支援内容(下記)を必ず父母双方で確認、合意の上、お申込みください。

父母間で「熊本市の面会交流支援を受け、面会を行う」との合意が必要です。

支援対象者

- 概ね15歳未満の子との面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親。
- 〇 同居親、別居親のいずれか一方が熊本市内に住所を有し、且つ、同居親又は別居親のいずれか一方が 児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。
- <u>面会交流の取り決めを公的機関(裁判所、公正役場)で行っている者</u>で、且つ、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること。
- 子どもの連れ去り、配偶者暴力などの恐れがないこと。
- 過去に本事業を利用していないこと。

支援の流れ

申込受付·書

事

前

相

談

①申込書提出 ※添付書類(a所得証明書 b面会交流取り決め書類(公的なもの))

申込書は、父母それぞれ自筆の上、上記の a(父母どちらも)と b(父母どちらか)を添付され、 提出してください。※全て揃ってからの受付となります。

②収入等の資格審査 審査の結果を父母それぞれにお知らせします。

資格該当

貝竹砂=

③事前面談(父母それぞれに対し、面会交流支援員が行います)

面談や実際の面会交流は、母子・父子休養ホームしらゆり(熊本市東区)で行います。 父母それぞれで面会交流のルールを確認し、確認書に署名・提出

主なルール

○子ども中心の日程調整 ○子供が安心して楽しめる時間にする ○親に会うことを子どもに事前に伝える ○面会の維持のための父母の協力 ○子どもを板挟みにしない (別紙「子供が主人公であるための面会交流のルール」参照)

④支援の可否 事前相談終了後、面会交流支援ができるかどうか決定します。 ※相談の内容により、面会交流支援が行えない場合もあります。

面会交流支援決定

支援实

5実施方法の調整

※ルール違反が認められたとき、支援は中止となります。

⑥期間中の面会支援

【支援内容】

- ①面会交流の際の付き添い(見守り)
- ②児童の受け渡し
- ・面会交流は、上のいずれかの方法で、支援開始月から 1年間(面会最大 12回)の支援となります。
- ・面会は月1回の2時間程度です。

【支援場所】母子・父子休養ホームしらゆり(熊本市東区)

最終回 支援終了